

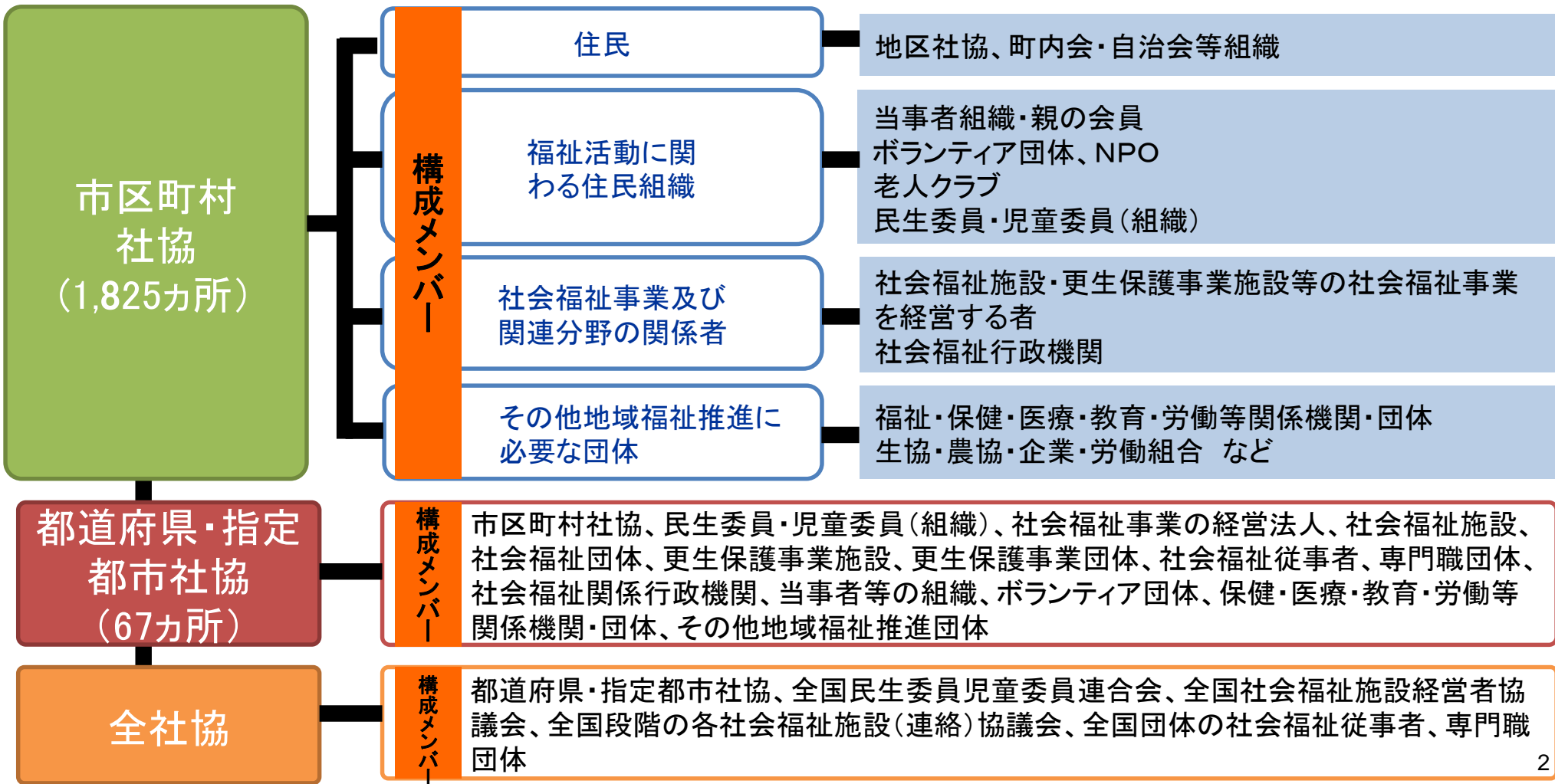
社会福祉協議会の 組織・事業・活動について

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部

1. 社会福祉協議会の組織

- 社協は、すべての市町村、政令指定都市の区、都道府県、そして全国の段階に組織されている。
- 社協それぞれは、独立した組織であり、本社・支社の関係ではない。逆に、市町村社協が都道府県社協を構成し(区社協が政令指定都市社協を構成し)、都道府県社協が全社協を構成するという組織形態になっている。



2. 社会福祉法における社協の位置づけとその変遷

- 社協は民間団体であるが、**社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけ**られている。(第109条・110条・111条)
- 社協活動の実態をもとに成文化されたもの**で、とくに市町村社協、区社協は、**社協関係者による社協法制化運動の結果、法制化**されるという経過をたどっている。
- 法には、社協の行う事業が列記されているが、法に掲げられた事業以外を実施してはならないという趣旨ではなく、骨格を示したものである。

- ・GHQ 厚生行政に関する6項目提案
- ・民間社会福祉の振興連絡機関の必要性

1951 (昭和26)年	社会福祉事業法(現社会福祉法)制定 第74条に 都道府県社会福祉協議会 、第83条に 全国社会福祉協議会 が規定された。
1983 (昭和58)年	第74条に 市町村社会福祉協議会 が規定された。
1990 (平成2)年	第74条に 指定都市社会福祉協議会 、 区社会福祉協議会 が規定され、市区町村社会福祉協議会の事業に「社会福祉事業の企画、実施」が加えられた。
1992 (平成4)年	第74条に都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の事業として「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」が加えられた。
2000 (平成12)年	社会福祉法の成立(社会福祉事業法などの一部を改正する法律) 地域福祉の推進における、中心的な役割をもつ組織として位置づけられた。

- ・社協法制化運動の展開
- ・議員立法により法改正

社会福祉法における社会福祉協議会の規定（現在）

第2節 社会福祉協議会

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 略

3 略

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の本数の5分の1を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（都道府県社会福祉協議会）

第110条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

（社会福祉協議会連合会）

第111条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第109条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

3. 社協の使命、活動原則

社協の使命 (市区町村社協経営指針)

市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、**地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み**、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「**ともに生きる豊かな地域社会**」づくりを推進することを使命とする。

社協の活動原則 (新・社協基本要項)

- ① 住民ニーズ基本の原則
- ② 住民活動主体の原則
- ③ 民間性の原則
- ④ 公私協働の原則
- ⑤ 専門性の原則

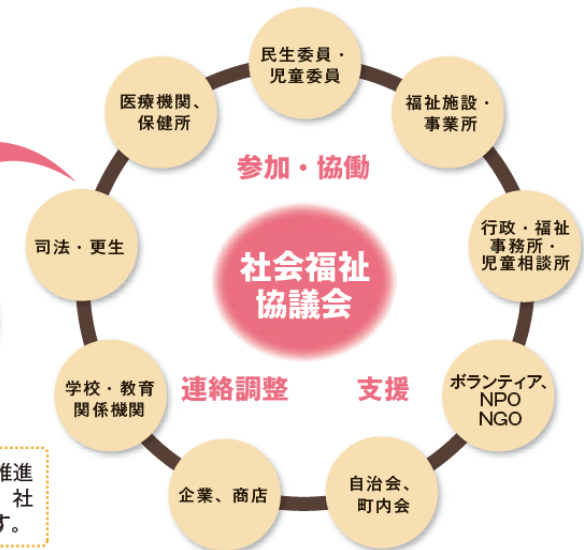
活動の特徴

- ⇒ 住民のニーズを把握し、そのニーズに立脚した活動を進める。
- ⇒ 一人のニーズから地域全体の課題を考え、住民と一緒に問題解決に取り組む。
- ⇒ 幅広い公私の福祉関係者、多分野と連携・協働する。(プラットフォーム)

社会福祉協議会 (社協しゃきょう)は、福祉のまちづくりをすすめます。

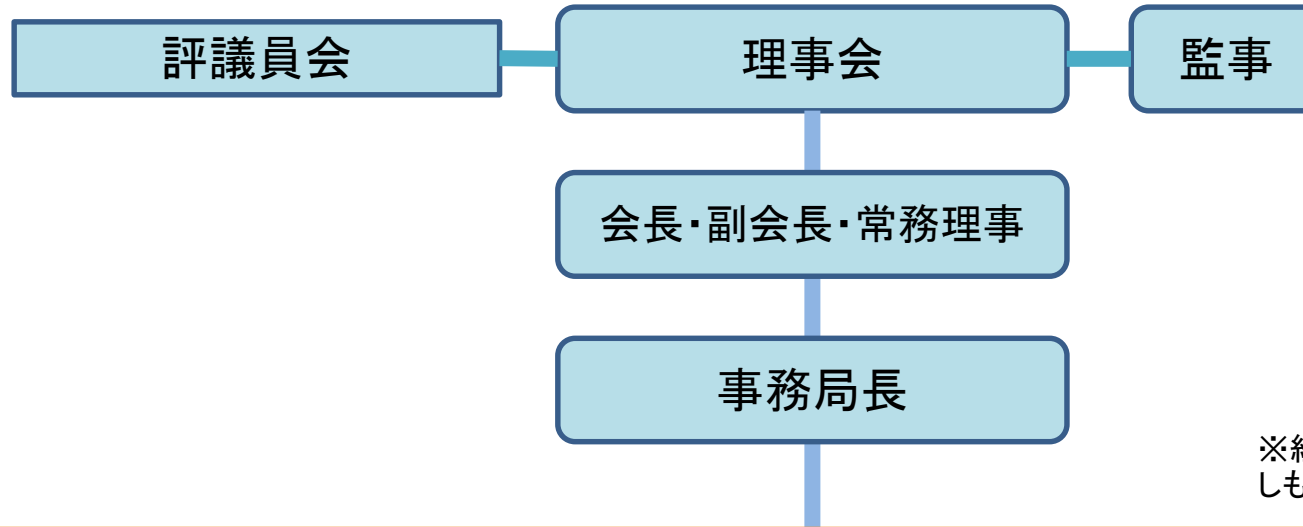
地域福祉の推進
一人ひとりのニーズを受けとめ、支援を行うとともに、地域全体の課題として解決をはかる仕組みづくりをすすめます。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした民間非営利組織で、社会福祉法に位置付けられています。



全国社会福祉協議会アニュアルレポート

4. 社会福祉協議会の組織体制



※組織規模や地域特性等によって、必ずしも4部門制になっていない場合もある。

法人経営部門

- 理事会、評議員会等の運営
- 財務運営・管理
- 自主財源確保に向けた資金調達者の設置や体制づくり
- リスク管理やコンプライアンスに関する管理体制の整備
- 人事・労務管理、人材育成
- BCPの策定・推進 等

地域福祉活動推進部門

- 地区社協等の活動の推進・支援
- 小地域ネットワーク活動の推進・支援
- ふれあい・いきいきサロン
- 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)
- ボランティア・市民活動センター
- 災害ボランティアセンター 等

相談支援・権利擁護部門

- 生活困窮者自立支援事業
- 日常生活自立支援事業
- 権利擁護センター、法人後見
- 生活福祉資金貸付事業
- 地域包括支援センター
- 基幹相談支援センター
- 地域の相談支援機関の連絡会 等

介護・生活支援サービス部門

- 介護保険法に基づく事業
- 障害者総合支援法に基づく事業
- 児童福祉法に基づく事業
- その他行政からの委託・補助で行う配食サービス事業、移動支援事業 等

5. 社会福祉協議会の事業・活動



① 住民参加による地域福祉活動、地域づくりの推進

交流の場や居場所づくり(ふれあい・いきいきサロン等)

- 地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動
- 高齢者を中心としたサロンだけでなく、障害がある人のサロン、子育てサロン、ひきこもりの人が参加しやすいサロン等、多様な居場所づくりを実施。



見守り活動(小地域ネットワーク)

- 小地域を単位として、高齢者や障害者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開する取り組み。
- 電気・ガス・水道事業者、新聞販売店、生協、地域の商店等と連携した活動も広がっている。



住民主体の生活支援サービス

- 日常生活の困りごとに対応する、住民同士の支え合い活動。
- 低額の利用料を設定し、有償で行われる場合が多い(活動の継続性確保や依頼する側の気兼ねを取り除くため)。
- 配食サービス、移動サービス、清掃や草取り、電球交換、小規模修繕等のお助けサービス



当事者組織の立ち上げ・支援

- 同じような経験や境遇を持つ人たちが集まり、悩みを分かち合い、解決のために学び、発信し、支え合っていく組織づくり。
- ひとり親家庭の会、家族介護者の集い、ひきこもりの家族会、障害者の当事者グループ等



住民の活動拠点づくり

- 誰でも気軽に立ち寄れる活動拠点づくり。地区社協等の事務所となっていたり、専任スタッフやボランティアが常駐し、福祉の相談窓口機能等を有している場合もある。
- ボランティアグループや当事者組織、サロン、子ども食堂等の活動場所としても活用。



地域福祉を推進する住民組織の支援

- 住民が主体となって、地域生活課題を把握し、話し合いを行って、必要な活動に取り組む組織づくり。
- 地区社協や校区福祉委員会等の名称で小学校～中学校区域で設置される場合が多い。

地域福祉活動計画づくり

- 地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定する民間の活動・行動計画。
- 行政による地域福祉計画と連動し、一体的に策定されることも多い。



②相談支援、権利擁護

福祉総合相談・ 専門相談

- 「どこに相談したらよいか分からない」相談も含めて受け止め、必要に応じて関係機関につなぐ。
- 弁護士、司法書士による法律相談等の専門相談を定期的に行っている社協もある。

生活福祉資金 貸付事業

- 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。
- 都道府県社協を実施主体とし、市区町村社協が窓口となって実施している。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し生活に困窮する人への「特例貸付」を実施。

日常生活自立支援 事業

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行う。

権利擁護センター、 法人後見

- 成年後見制度の利用に関する相談や市民後見人の育成・支援等を実施。
- 社協として法人後見を受任し、身上保護や財産管理を行う。

生活困窮者 自立支援

- 自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業等を実施
- 独自の小口資金貸付やフードバンク事業等も行われている。

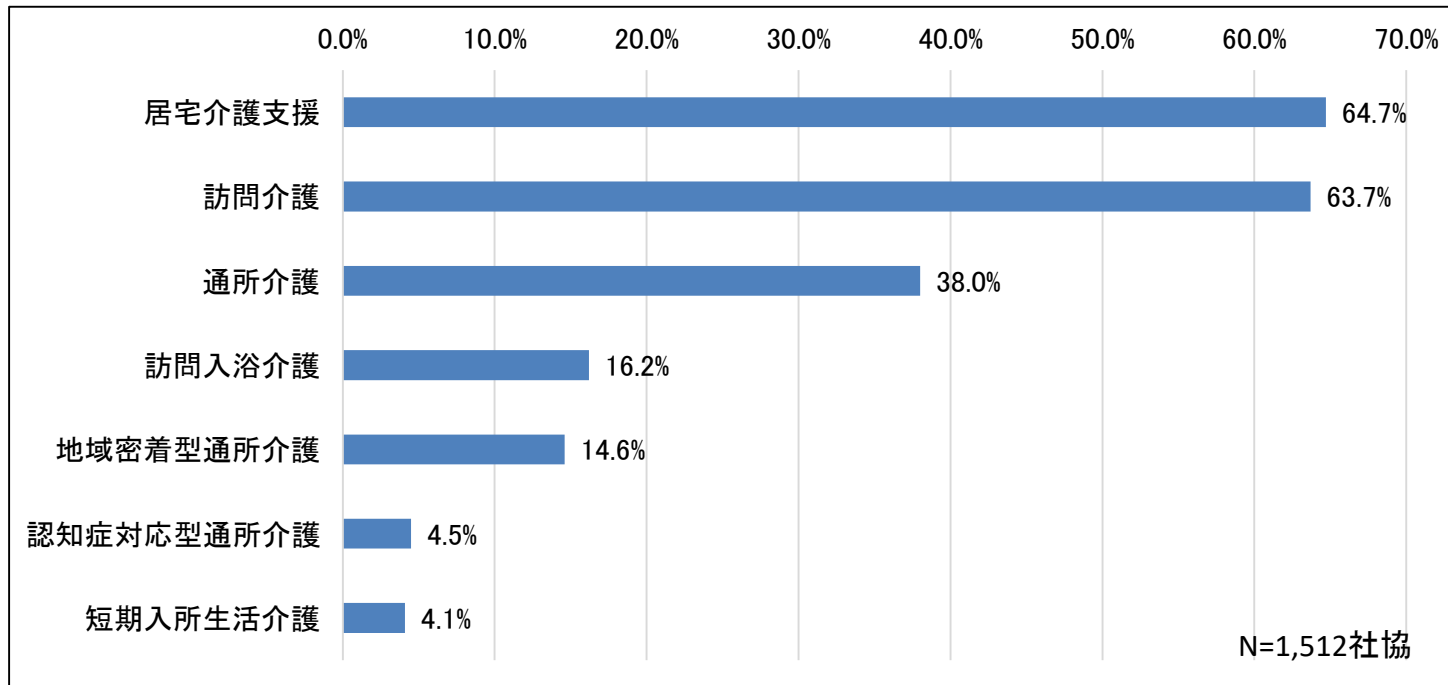
各種相談支援事業 等

- 地域包括支援センター、基幹相談支援センター等
- 相談支援機関のネットワークづくり、多職種研修会開催



③介護・生活支援サービス

市区町村社協の介護サービス実施状況



【出所】「社会福祉協議会活動実態調査等報告書2018」

社協らしい
介護サービスの
展開

- ①地域福祉と介護サービスの連携強化
- ②日常生活圏域における個別的なケアの推進
- ③住民主体の助け合い活動・生活支援サービスの拡充
- ④重度者を支える専門性の確保、医療との連携体制づくり
- ⑤介護経営の強化と地域福祉の拠点・機能の整備

④ ボランティア・市民活動センター

ボランティアに関する
相談、マッチング

ボランティア養成

ボランティアグループ
やNPO支援

福祉教育

- ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介。
- NPO・ボランティア団体等の活動支援や講座やセミナーなどの学習の機会の創出。
- 企業の社会貢献活動や大学との連携・協働によるボランティア・市民活動の展開。
- 福祉教育として、小中学校、高校の総合学習等との連携により子どもたちの福祉の学びを支援するほか、地域住民への生涯学習として、福祉やボランティアに関する広報啓発、住民が地域の福祉について話し合う住民座談会等の取り組みが行われている。

⑤ 災害対応、被災地・被災者支援

災害ボランティア
センター

- 災害(地震・風水害など)が発生した際、被災した人たちや地域を支援するために、災害ボランティアセンターを設置。被災者のニーズを把握し、ボランティアをマッチングする。
- 「被災者中心」「地元主体」「協働」を三原則として、ボランティア活動を通じた被災地・被災者支援のため、様々な支援・調整を行う

生活支援相談員

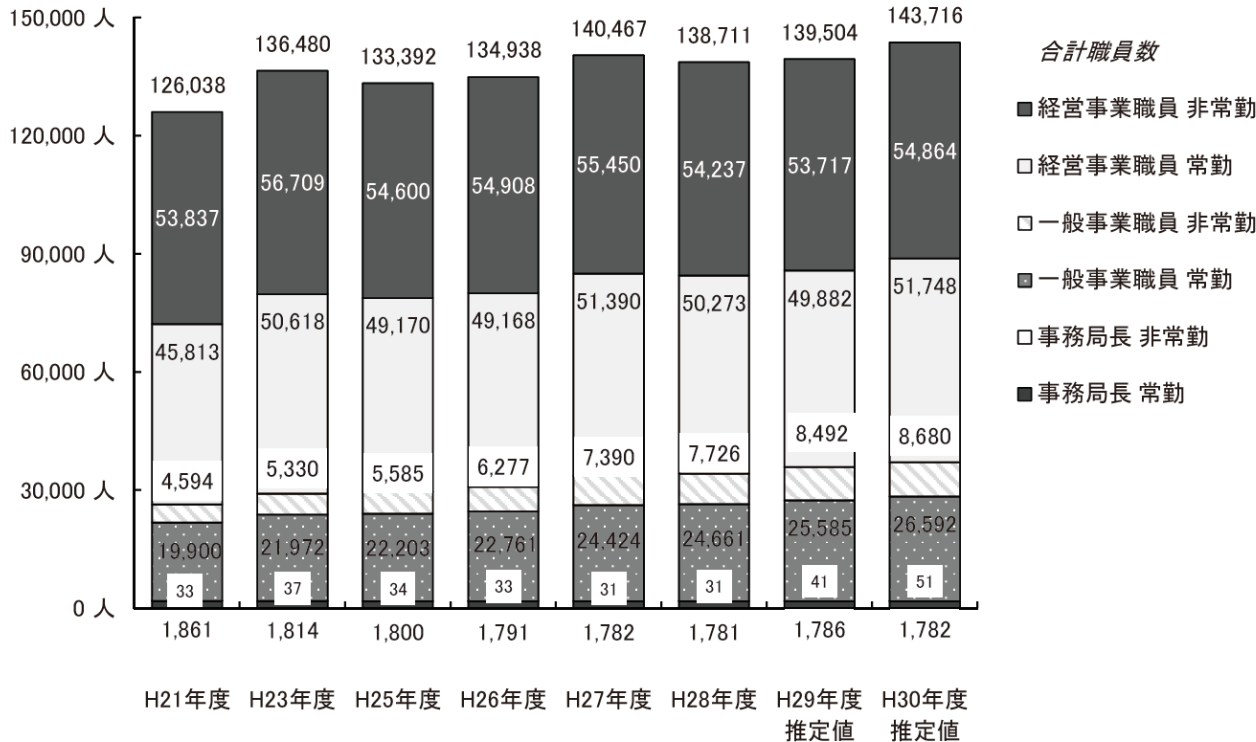
- 戸別訪問による見守り、相談支援やサロン活動等を通じたコミュニティの再建



6. 社会福祉協議会の職員



【図表7-1】市区町村社協職員設置状況の年次推移② (単位:人)



【出所】市区町村社会福祉協議会職員状況調査

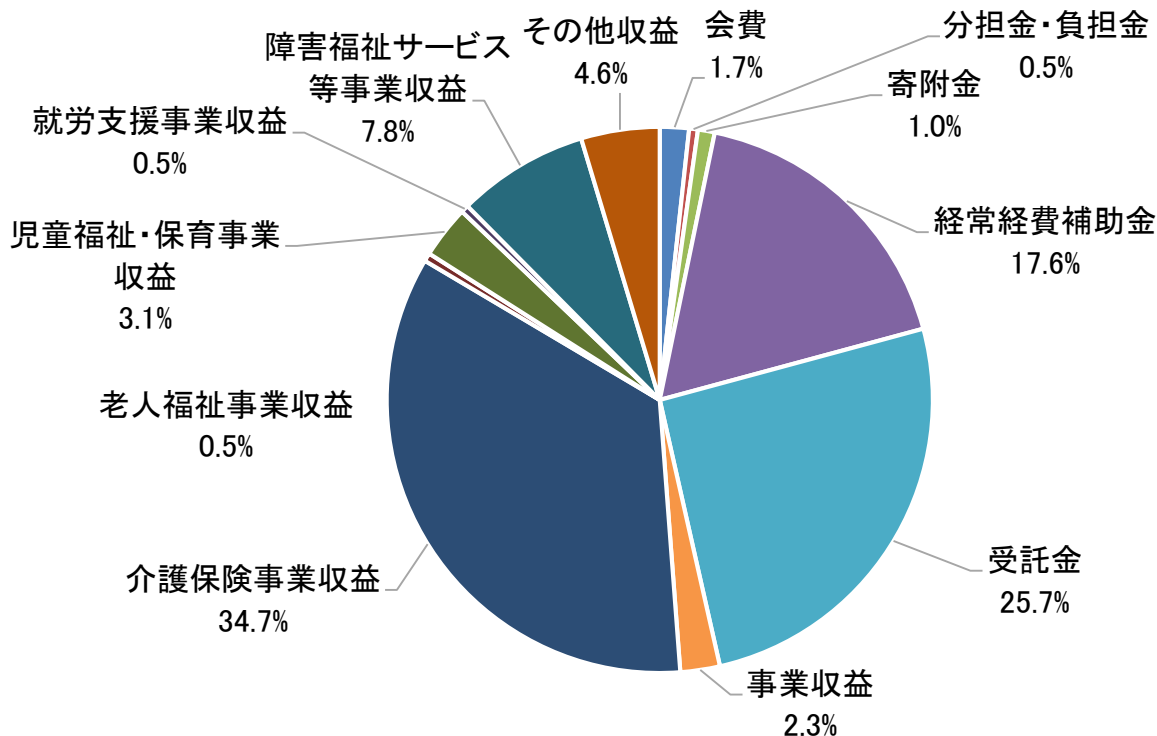
- 市区町村社協職員は全国で約14万人。
- そのうち、**正規職員は32%、非正規職員が68%**。
- 介護・障害・保育等のサービスに従事する「**経営事業職員**」が約7割。
- 1社協あたりの平均職員数は77.9人。
- 人口1万人未満の社協の平均職員数は30.0人、人口40万人以上の社協の平均職員数は227.3人。
- 資格保有率は、介護福祉士24.7%、介護支援専門員13.2%、社会福祉士9.2%、精神保健福祉士1.9% 等



7. 社会福祉協議会の財務状況

サービス活動収益(1社協平均)の状況 (単位:千円)

会費	5,017
分担金・負担金	1,503
寄附金	2,892
経常経費補助金	51,111
受託金	74,679
事業収益	6,806
介護保険事業収益	101,037
老人福祉事業収益	1,423
児童福祉・保育事業収益	9,049
就労支援事業収益	1,320
障害福祉サービス等事業収益	22,659
その他収益	13,524
サービス活動収益計	291,020



【出所】独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に掲載されたデータから、市区町村社会福祉協議会の2019年度決算等のデータを抽出し再集計。

- サービス活動収益の1社協あたりの平均をみると、介護保険事業収益が最も多く34.7%、次いで受託金収益(25.7%)、経常経費補助金収益(17.6%)となっている。